

# 都市計画 東伏見公園

事業のあらまし



～次の世代に引き継ごう緑たかな環境～

東京都

①

## 東伏見公園は、このようなイメージで整備します。

### 事業のあらまし

東京は、戦後の急激な人口増や宅地化による市街地の拡大に伴い、緑の多くが失われてきました。現在はなお、都市化の波は止まることがなく、市街地の中に残る緑は年々減少しており、貴重なものとなっています。このように緑が減少する中、広く市民が利用でき、制度的に将来まで担保される公園の重要性は、一層高まっています。東伏見公園が計画されている西東京市は、多摩地域の中で公園が最も少ない地域となっています。そのため、東伏見公園は緑やオープンスペースを確保し、緑豊かな都市のうるおい空間や災害時の避難場所として整備していきます。また、公園の整備にあたっては、広く市民や事業者の意見を聞き、市民の協力を得ながら公園づくりを進めていきます。

### やすらぎ広場

四季を彩る草花帯を軸として、来園者がくつろぎ、やすらぎの空間とします。また、地域の福祉施設や市民の皆様方と協力しながら、種々の事業を行える広場とします。

### 公園の役割

東伏見公園は、都市の中の貴重な緑の空間として、以下のような様々な役割を果たします。

- ①都市環境の改善  
大気を浄化しヒートアイランド現象を緩和します。また、生物の生息空間を提供し、都市に自然を取り戻します。
- ②レクリエーションの場  
地域住民等の市民の活動の場を提供します。また、公園の自然を活かした子どもたちの情操教育の場となります。
- ③災害時の避難場所  
災害時には、火災の延焼防止や避難場所として活用し、青梅街道や調布・保谷線と連携した災害時の復旧活動の拠点となります。
- ④都市景観の向上  
石神川の本流と一体となって、都市に季節感などといったうるおいや風格を与えます。

### 石神川沿い

河川沿いに合わせて、水辺に近づける緑や水辺空間とします。また、市民の皆様方と協力しながら、多様な生物が生息できる水辺の自然を取り戻し、水辺で遊べ、学べる空間とします。



（整備方針）東伏見公園は、都市のうるおい空間を創出します。地域防災の拠点となります。市民の心のふれあい・交流の場となります。

多目的広場・軽スポーツ広場  
運動や遊びなどの様々な利用ができる広場。また、災害時には避難場所にもなります。

樹林地  
東伏見稲荷神社の緑と一体となった良好な樹林地を、市民の皆様方と協力しながら育てます。



※本図は基本構想図です。詳細な整備内容については、今後、広く市民の皆様方の意見を聞きながら決めていきます。

②

### 公園・緑地ができるまで Q&A

**事業認可がされると強制的に追い出されるの？**  
事業認可がされると、事業を進めて参ります。

**家が老朽化したので建て替えるのですが、**  
事業認可区域内では、原則、建て替えはできません。計画区域内のその他の区域では移転可能な建築物（都市計画法第54条の範囲）の建築が可能です。しかし、今後の公園事業に係ることですので、下記（問い合わせ先）にご確認ください。

**これからの人生設計を考えると、今、土地を譲渡して他の土地に移りたい。**  
東京都ではできる限り、皆様方の生活設計に合わせて公園用地を確保したいと考えています。しかし、公園の整備計画との関係や事業認可のスケジュールに時間がかかること、予算には限りがあること等をご理解ください。

**急に事業に入ると言われても困るんですが、**  
できる限り、公園の事業に関する説明の場を設けたいと考えています。

**事業の予定を示してもらえないか、生活設計ができない。**  
公園全体が完成するまでには長い時間がかかることと想定されるので、事業のスケジュールは、今後の東京都を取り巻く状況によっても変化してまいります。その際の正確な情報を皆様方にお話できるように努力してまいります。

公園事業全般に関するお問い合わせは…  
東京都建設局公園緑地部 計画課 公園計画課  
〒163-8601 東京都新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎23N  
TEL 03-5320-6371 FAX 03-6368-1632

東伏見公園に関するお問い合わせは…  
東京都建設局公園緑地部 工事課 事業課  
〒163-8601 東京都新宿区西新宿1-1-7 5F  
TEL 0422-47-0192 FAX 0422-49-8318

建設局ホームページ <http://www.kansetsu.metro.tokyo.jp/>  
平成20年度 登録第9号  
建設局 100  
東伏見稲荷神社 (石) 千駄山広場のハジメ

⑤

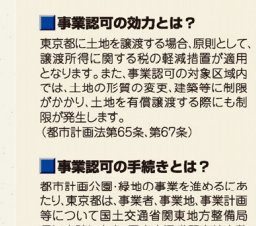
### 1 事業計画の立案

事業（公園づくり）に着手する区域、スケジュール等に關して立案します。また、事業の着手は公園計画区域全域を一度に行うのではなく、区域を区切って順次進めていきます。



### 2 事業概要及び測量説明会の開催

都民に事業概要を説明し、測量の概要について説明し、ご意見を伺います。また、測量測量についてのご協力をお願いします。



### 3 現況測量の実施

事業の対象となる区域全体の地形現況（道路や建築物の形）を把握する図面を作成します。



### 4 用地測量の実施

皆様の土地を測量します。この測量により取得させていただく土地の面積が確定します。隣接の土地の方にも用地境界の立会をお願いします。



### 5 用地説明会の開催

事業区域内に關する皆様（アパートなどの居住者の方も含まれます）に用地取得に関する内容について説明します。



### 6 物件調査・土地価格の評価

移転（取りこわし、再建築）等をしていただく建物、工作物等について構造や数量、権利関係等を調査し、それにもとづき物件補償額を算定します。また取得する土地の価格を評価します。



### 7 用地折衝

土地の取得価格や物件の補償額について説明した上で、権利者の方にそれぞれ個別に金額を提示します。



### 8 契約・補償金の支払い

お話しがまとまると、契約を取り交わし、土地売買代金と補償金を支払います。



### 9 物件移転・土地の引き渡し

引越先を決定していただき、家屋等の所有者は事業地にある物件を撤去し更地にしていただきます。



### 10 工事の実施

当事務所において、「整備イメージ（中とら参照）」に従って、皆様方のご意見をいただきながら設計を行った後、周辺の皆様にできるだけ早く公園を利用していただくために、用地取得後、工事終了した場所から順次開園を行います。



### 11 部分開園

都市計画東伏見公園全体が完成するには長い年月がかかりますので、市民の皆様にできるだけ早く公園を利用していただくために、用地取得後、工事終了した場所から順次開園を行います。



### 12 都市計画東伏見公園の完成

多くの皆様のご理解とご協力により、都市計画東伏見公園が完成します。市民共有の財産として次の世代へと引き継いでいきます。



※このフローは標準的な流れを示したものです。

③

### 測量について

**現況測量とは**  
事業対象地が、どのような地形（形質）で、どんな施設・建物等があるのか把握するために測定し、それを表した図面を作ります。

**用地測量とは**  
対象地において、隣接する土地との境界の立会・確認をしていただいた後、測量し、面積を算出します。

### 補償について

**土地売買代金**  
土地は、正常な取引価格で取得いたします。この価格は、公示価格、近隣の取引価格、及び不動産鑑定士による鑑定価格等を参考に、第三者機関である「東京都財産価格審議会」の評定を得たうえで決定します。土地の価格は、原則として一年ごとに見直しを行います。

**物件移転補償金**  
土地を借りている方の場合は、土地所有者との間で、各々の用地（種別）を契約前に決めていただくこととなります。

**物件移転補償金**  
土地の取得に伴って、その土地に建物・工作物等が存在する場合は、その土地以外の場所へ移転していただきます。その際の①建物移転補償（取得する土地を更地にし、別の土地に同程度の建物を再築する費用）②工作物等移転補償（門、塀、樹木等の移転に要する費用）③財産移転補償（家財道具等の移転に要する費用）④移転補償（移転または立ち退き先を定むための費用）等を金銭にて補償いたします。

④